

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市の特産物「多摩川ナシ」の生産環境改善対策を図り、生産者の経営安定並びに「多摩川ナシ」の生産伝統文化を守ることを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 次の各号の要件を満たす多摩川ナシ生産者で、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録台帳に登録したものを対象者とする。

- (1) 1圃場 500 m²以上とする。
 - (2) 1圃場 7本以上の植栽とする。
 - (3) 登録の申請から3年以上継続して生産する。
- 2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は対象としない。

(登録の申請)

第3条 登録を申請しようとする者は、6月末日までに川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録申請書（第1号様式）により、セレサ川崎農業協同組合を経由して市長に提出しなければならない。

2 登録者等は、登録内容に変更が生じたときは、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録内容の変更申請書（第1号様式の3）を提出し、承認を受けなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請がなされたときは、必要な調査を行い適正と認めるものについて、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録台帳に登録する。

2 前項の規定により登録された事項について、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録台帳の改訂を3年ごとに行うものとする。

(登録の取り消し)

第5条 市長は、登録者が第2条第1項の要件を欠いたと認められたとき及び第2条第2項に該当するときは、登録を取り消すものとする。

(奨励金の限度額及び申請)

第6条 市長は多摩川ナシ保存奨励事業台帳に登録された多摩川ナシ生産者に対し、別表の規定を上限として、予算の範囲内で多摩川ナシ保存奨励事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

2 奨励金の交付を受けようとする者は、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業奨励金交付申請書（第2号様式）及び誓約書兼同意書（第1号様式の2）を当該

年度の11月末日までにセレサ川崎農業協同組合を経由して、市長に提出しなければならない。ただし、当該年度に登録内容の変更が生じて第3条第2項に規定する登録の変更を行う場合はこの限りではない。

(奨励金の交付の決定)

第7条 市長は前条に規定する奨励金の交付申請があったときは、内容を審査し適正と認められた者に対して、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業奨励金交付決定通知書(第3号様式)により申請者あて通知する。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は奨励金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、奨励金の交付を取り消すとともに、既に交付した奨励金の一部又は全額を返還させることができる。

- (1) 奨励金の交付に付した条件に違反したと認められるとき。
- (2) 第2条第2項の規定に該当するとき。
- (3) 偽りその他不正があったと認められるとき。

(警察本部への照会)

第9条 市長は、必要に応じ第3条の登録を受けようとする者、第6条第2項の奨励金の交付を受けようとする者又は第7条の交付の決定を受けた者が、第2条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月16日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月31日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月2日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月15日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月6日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和元年５月１日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和５年５月８日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和５年８月８日から実施する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和６年４月３０日から施行する。

別表

対象面積	奨励金（上限額）
5a～ 10a 未満	50,000 円
10a～ 40a 未満	100,000 円
40a～ 70a 未満	200,000 円
70a～100a 未満	300,000 円
100a 以上	500,000 円

(第 1 号様式)

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱第 3 条に基づき、次のとおり登録を申請します。

1 登録事項

	農地の所在地	地積 (a)	内ナシ 生産面積 (a)	植栽本数 (本)
1				
2				
3				
4				
5				

(注)

- 1 圃場欄の不足の際は継続紙を添付してください。
- 2 添付資料として、次の書類を添付してください。
公図の写し、位置図、当該年度の固定資産課税台帳記載事項証明書等
- 3 第 1 号様式の 2 も併せて提出してください。

[illegible][illegible]

(第 1 号様式の 2)

誓約書兼同意書

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 19 日条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第 8 条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者住所.....

ふりがな
氏名.....

〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕

性別（任意）

生年月日年.....月.....日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別 (任意)	住所
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		
		. .		

注) 署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

(第 1 号様式の 3)

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業登録内容の変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、登録台帳の内容に変更がありましたので、次により申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 登録事項

	農地の所在地	地積 (a)	内ナシ 生産面積 (a)	植栽本数 (本)
1				
2				
3				
4				
5				

(注)

- 1 圃場欄の不足の際は継続紙を添付してください。
- 2 変更内容に応じて、資料を添付してください。
- 3 第 1 号様式の 2 も併せて提出してください。

(第 2 号様式)

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏 名

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、多摩川ナシ保存奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、要綱第 7 条の規定により奨励金の交付が決定した場合、奨励金の請求及び受領に関する権限についてセレサ川崎農業協同組合を代理人と定め委任します。

1 申請金額 円

2 多摩川ナシ生産状況

所 在 地	生産面積(a)	植栽内容	植栽本数(本)
計			

3 当該年度の固定資産課税台帳記載事項証明書又は固定資産税・都市計画税課税明細書の写し

4 奨励金の請求及び受領に関する権限の委任

受任者 住所
氏名

印

(第3号様式)

川崎市多摩川ナシ保存奨励事業奨励金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度川崎市多摩川ナシ保存奨励事業奨励金については、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

- 1 この奨励金は、川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱の規定による目的以外の事業に使用してはならない。
- 2 申請者が川崎市多摩川ナシ保存奨励事業要綱第8条の規定に該当するとき、虚偽の申請その他不正な手続で奨励金の交付を受けたときは、奨励金の一部又は全額を返還させることができる。

(担当)
連絡先